電気通信大学男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室規程

平成29年 1月25日 改正 平成30年 3月30日 令和 2年12月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、 電気通信大学男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室(以下「推進室」という。)の 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 推進室は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)その他の関係法令の理念に基づき、性別、国籍、年齢及び障がいの有無などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し共存する男女共同参画・ダイバーシティの推進に関する次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 男女共同参画・ダイバーシティ推進の方策の企画、立案及び実施に関すること。
 - (2) 男女共同参画・ダイバーシティ推進のための調査及び研究環境の改善に関すること。
 - (3) 出産、育児、介護及び学内業務に関する相談並びに関係行政情報等の収集・提供に関すること。
 - (4) その他ダイバーシティ推進のために必要な業務に関すること。

(組織)

- 第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 室員
- 2 学長が必要と認めるときは、推進室に副室長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、推進室の運営に必要な職員を置くことができる。

(室長)

- 第4条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

- 第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を 受け学長が指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(任期)

- 第7条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければ ならない。

(運営委員会)

- 第8条 推進室に、推進室の業務に関する重要事項を審議するため、男女共同参画・ダイ バーシティ戦略推進室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 情報理工学域長
 - (3) 大学院情報理工学研究科長
 - (4) 国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第1項に定める教育研究センター等、 同規則第23条第1項に定める教育研究支援センター及び保健管理センターの長のう ちから学長が指名する者
 - (5) 情報理工学域及び大学院情報理工学研究科の女性教員のうちから学長が指名する者
 - (6) その他室長が必要と認めた者
- 3 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会を主宰する。
- 5 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す るところによる。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、総務部人事労務課が総括し、事項に応じて関係課が処理 する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以降最初に任命される室長、副室長及び室員の任期は、第7条の 規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。